

## 年金記録確認佐賀地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日時 平成19年7月13日（金）10時30分から11時50分

2. 場所 佐賀合同庁舎 4階第1会議室

3. 出席者

（委員会）本多委員長、市丸委員長代理、石丸委員、古藤委員、野田委員

（総務省）宮村佐賀行政評価事務所長、山口年金記録確認佐賀地方第三者委員会事務室長ほか

（社会保険庁）佐賀社会保険事務局大西年金課長

4. 主な議題

- (1) 委員長互選
- (2) 宮村佐賀行政評価事務所長挨拶
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 委員会の運営について（運営規則等）
- (6) 委員会の所掌事務、権限等について
- (7) 年金記録確認の手続、再調査依頼案件等について
- (8) あっせんに当たっての基本方針について
- (9) その他（フリートーキング、次回日程等）

5. 会議経過

- (1) 本多委員が委員長に互選された。
- (2) 本多委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

国民年金法によれば、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定されています。給付要件として保険料を25年以上納付しなければならないとされており、我々被保険者は、保険料を国に納付してきているわけですが、納付したはずの保険料が、納付した事実が確認できない、ということが現実に起きています。これにどう対処するのかというのが当委員会に与えられた責任だと思います。

どういう事実に基づいて納付を認定していくのかが問われていると思います。様々なケースがあると思いますが、国民の立場、目線に立って、国民の年金に対する信頼を回復できるように第三者委員会として力を尽くしていきたい。

その責任を果たしていく中で、難しいケースも出てくるとは思います。他の委員の協力を得て責任を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- (3) 委員会の運営について、以下のように決定した。
  - ・ 委員長の指名により、市丸委員が委員長代理に指名された。
  - ・ 委員会の運営規則が事務室から説明され、了承された。この中で、本委員会は個人情報も多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。
  - ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(4) 委員会の所掌事務、権限等について説明が行われた。

説明後、記録が存在しないという事例が発生した原因をしっかりと押さえた上で判断したいとの意見があった。

また、納付記録として認めがたいとの結論に達した場合、どのように対応するのかとの質問があり、周辺事情を幅広く収集し、肯定的な事情の発掘に努めるので、すぐに認められないという結論にはならないと思うが、最終的にどうしても認められないとの結論に達した場合には、申し立てた方に懇切に説明する必要があると考えているとの回答があった。

なぜ第三者委員会が総務省に置かれるのかとの質問があり、総務省では国の行政に対する国民の苦情の申出を受けてあっせんを行う業務を行っていることもあり、総理より総務大臣に指示があったものであるとの回答があった。

(5) 佐賀社会保険事務局から、年金記録確認の手續、同庁の年金記録審査チームに提出された再調査依頼案件等について説明があった。

説明後、社会保険事務所に対する年金記録確認の申立から回答まで、どれくらいかかるのかとの質問があり、窓口の端末において記録が確認できたものについてはその場で回答しているが、調査を行う必要があるものについては、1カ月程度を要しているとの回答があった。

また、記録漏れの原因として、元々の紙台帳への記入ミス、紙台帳をオンライン化する際の転記ミスが考えられるが、こうした状況はいつ頃発生したのかとの質問があり、昭和30年代から50年代のものが多いたとの回答があった。

(6) あっせんに当たっての基本方針について説明が行われた。

説明後、次回の委員会から具体的な事例の審査に入るのかとの質問があり、申立の状況次第だが、その方向で実施したいとの回答があった。

また、佐賀県下においては、市町村の国民年金記録の保存状況はよいと聞いているが、行政機関側の記録にとらわれずに審査することが大事との意見があった。

(7) 次回の日程は、全国委員長会議の結果及び申立の状況を踏まえ、委員長の指示に基づき、事務室において調整することとなった。

(文責 事務室)

## 年金記録確認佐賀地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月30日（月）15時00分から17時00分
2. 場 所 佐賀合同庁舎 4階第1会議室
3. 出席者  
（委員会）本多委員長、市丸委員長代理、石丸委員、古藤委員、野田委員  
（総務省）宮村佐賀行政評価事務所長、山口年金記録確認佐賀地方第三者委員会事務室長ほか
4. 主な議題
  - (1) 全国委員長会議の結果について
  - (2) 中央委員会におけるあっせん事例について
  - (3) 申立事案の概要説明
  - (4) その他（フリートーキング、次回日程等）
5. 会議経過
  - (1) 7月18日に東京都において開催された全国委員長会議の結果について、説明が行われた。
  - (2) 中央委員会が決定した23件のあっせん事例について、説明が行われた。
  - (3) 年金記録確認佐賀地方第三者委員会に移送された申立事案（1件）について、説明が行われた。
  - (4) 次回は、8月8日(水)13時から開催することとなった。

文責:事務室  
後日修正の可能性あり